

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26年 6月 1日～平成 29年 5月 31日までの 3年間

### 内容

目標1：平成 29年 5月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

### <対策>

- 平成 27年 5月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 28年 5月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 29年 1月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年2回）及び朝礼や会議による社員への通知